

長崎県社会福祉士会権利擁護センター
ぱあとなあ長崎 運営要領

要領第1号

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人長崎県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款及び長崎県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ長崎（以下「ぱあとなあ」という。）運営規程に基づき権利擁護に関する事業を実施することを目的として必要な事項を定める。

(組織)

第2条 ぱあとなあは、ぱあとなあ運営規程第2条第1項の成年後見人養成研修修了者で、ぱあとなあ後見人候補者名簿に登録した者（以下「名簿登録者」という。）により構成されるものとする。

2 ぱあとなあに権利擁護センター長をおく。センター長は長崎県社会福祉士会会長とし、運営を統括する。

3 ぱあとなあ事業を運営するためぱあとなあに運営委員会を置く。運営委員は、名簿登録者より選任される。

4 運営委員長は、運営委員の互選とする。

5 委員長は、委員会を代表して会議を主催する。委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

6 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

7 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を求めることができる。又、ぱあとなあ事業実施のため必要に応じて部会等を置くことができる。

(運営委員会が行うこと)

第3条 運営委員会は次のことを行う。

- (1) ぱあとなあ運営規程第5条の事業実施に関すること
- (2) ぱあとなあ名簿管理と活動報告書の管理に関すること
- (3) 全体会実施に関すること
- (4) 協力金の運用に関すること
- (5) ぱあとなあ会員としての約束ごとに関すること
- (6) その他ぱあとなあの運営に必要なこと

(全体会)

第4条 ぱあとなあ長崎全体会は、次の者をもって構成する。

- (1) 名簿登録者
- (2) その他運営委員会が必要と認める者

- 2 ぱあとなあ全体会は、年2回とし、委員長が招集する。
- 3 ぱあとなあ全体会は、必要に応じて次の事項について協議、情報交換、研修等を行う。

- (1) ぱあとなあの運営に関すること
- (2) 本会会員の権利擁護及び成年後見活動に関すること
- (3) その他目的遂行のために必要な事項

(業務監査)

第5条 本会は、ぱあとなあ運営規程第6条に規定する業務監査を実施する。

- 1 業務監査の内容は以下のとおりである。
 - (1) 名簿登録者の活動状況に対する指導・助言
 - (2) その他のぱあとなあ事業の監査
- 2 業務監査委員会の定数は2名とし、内1名は法律関係者、医療関係者、保健福祉関係者、当事者団体等の第三者委員とする。

(苦情対応)

第6条 ぱあとなあ事業に対する苦情対応機関は次のとおりとする。

- (1) 本会の苦情対応窓口
- (2) 日本社会福祉士会の苦情対応窓口

(協力金)

第7条 名簿登録者は、成年後見人又は成年後見監督人等の活動を受任あるいは契約し、個別に報酬を得た場合は、本会へ協力金を納めるものとする。

- 2 協力金は、会員の後見活動の安定性を確保することを目的とし、成年後見に関する活動を行う「報酬を見込めない案件を受任した会員」に対し、報酬助成を行うための財源とする。
また、「ぱあとなあ長崎」を運営するための事務やリスク管理のために必要な経費とする。
- 3 協力金は、4月から翌年3月までに受け取った報酬の2%を翌年5月1日から5月31日の間に納入する。
- 4 協力金の運用に関する事項については、委員会が別に定める。
- 5 協力金の事務は、本会一般会計で実施する。

(改廃)

第8条 この要領の改廃は、本会理事会の承認を得なければならない。

(補足)

第9条 この要領に定めのあるもののほか、本事業の運営に必要な事項は別に定める。

附則

1. この要領は平成25年4月1日から施行する。